

## 令和8年度 新潟市紙おむつ支給事業実施仕様書

新潟市（以下「甲」という。）が新潟市紙おむつ支給事業、新潟市障がい者紙おむつ支給事業について、受託者（以下「乙」という。）に委託する業務内容及び実施方法等は次のとおりとする。

### 1 業務内容

各事業の支給対象者（以下「利用者」という。）から支給品目の注文を受付、利用者宅へ配達をし、製品や配達に対する相談・苦情等を受け付ける。また、製品に対する衛生管理、利用者の個人情報管理、実績報告についても適切に行う。なお、詳細については次のとおりとする。

また、事業の流れの概要は（別紙1）に示すとおりとする。

#### （1）支給品目

紙おむつ引換券と交換に、次の種類の紙おむつを支給するものとし、乙は（別紙2）に定めた仕様の物品をサイズ、枚数ともに必ず支給できるようにすること。

なお、利用者は原則（別紙2）の支給品目から希望の物品を選択する。ただし、特別な事情により支給品目によりがたい場合は、甲乙協議の上、個別対応を可能とする。

ただし、支給する製品、枚数については、8区内で不均衡が生じないよう事前に甲の承諾を得ること。なお、支給枚数については、受給者の不利益にならないよう配慮することとし、甲乙協議の上、決定すること。

＜大人用紙おむつ＞

- ① 平型
- ② テープ止めパンツ型
- ③ パンツ型
- ④ 尿取りパッド

＜子ども用紙おむつ＞

- ① テープ止めパンツ型
- ② パンツ型
- ③ 尿取りパッド

#### （2）注文受付業務

- ① 乙は、注文受付窓口を設置する。また、その窓口は事業所等内に設置するものとする。なお、各区業務における注文受付窓口は原則1ヶ所とする。ただし、コンソーシアムの場合は、担当地区ごとに注文受付窓口を設置しても構わないが、その場合も各地域での注文受付窓口は1ヶ所までとし、担当事業者を明確にすること。
- ② 注文受付窓口には、福祉用具専門相談員の資格を有する者を1名以上配置し、利用者の紙おむつ選定及び相談・苦情の受付に際して専門的な立場から適切な助言を行なうことができる体制をとること。
- ③ 利用者及びその家族等からの電話又はFAXで注文を受付けることとし、その体制を整えること。

- ④ 乙は、電話で注文を受けた場合、利用者及びその家族等から、氏名、住所、電話番号、何月分、希望支給品目、配達希望日時、券の種類、入院・入所中ではないかの在宅状況等を聞き取ること。  
(ただし、在宅状況以外の項目については、利用者及びその家族等から電話を受けた際、既に確認できている事項であり、本人確認や商品の配送の確認が確実にできていると判断できる場合は省略することができる。)
- ⑤ 乙は、FAXで注文を受けた場合、利用者に受注確認の連絡をすること。なお、乙はFAXで注文を受けるために(別紙4)を参考に申込書を作成し、甲及び乙は、必要に応じて利用者に申込書を配布する。なお、申込書は任意様式でも受付可とするが、(別紙4)を参考に必要事項を確認すること。
- ⑥ 乙は、利用者が高齢者の単身世帯などで電話での注文が難しく、特に利用者からの希望があった場合は、乙が配達前に利用者宅に電話をし、配達の必要性、入院・入所中でないかの在宅状況等を確認後、配達日、配達時間を乙と利用者として協議し、配達することができる。なお、この場合、乙の配送の都合など、安易な理由による乙からの電話連絡での注文受付は行わないこと。また、利用者の個人情報については、業務終了後すみやかに甲の指定する方法で提出すること。
- ⑦ 乙は、利用者が高齢者等であることを踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。
- ⑧ 乙は、事業開始前に紙おむつの注文受付に利用する電話回線を最低2回線設置すること。また、担当する区につき月平均利用者数が800人を超えた場合、400人ごとに電話回線を1回線増設すること。(月平均利用者数は、前年度までの実績を参考として算出した甲の示す人数とする。)なお、乙がコンソーシアムで、複数の注文受付窓口を設置する場合は、注文受付窓口ごとに最低1回線の電話回線の設置でも構わない。ただし、毎月400人以上の利用が見込まれる注文受付窓口は、更に1回線増設する。  
なお、ここでいう「電話回線」とは、同時に同じ電話番号にかけた場合に同時通話が可能な回線数を指す。
- ⑨ 乙は、電話注文が混み合う場合や、注文数が少なく規定以下の人数で対応できる場合など、回線数に過不足が生じると判断される場合には、柔軟な対応を取ることができる。ただし、回線数を減らした際に、苦情等が生じた場合は、すみやかに甲へ報告すること。
- ⑩ 乙は、年末年始など休業する場合は、カタログに記載するなどして、事前に利用者に周知すること。
- ⑪ 乙は、商品の入替えがあった場合、継続利用者から承諾を得られた場合に限り、入替え前の商品を提供することができる。ただし、提供できる期間は商品の入替え後2ヶ月間とする。

### (3) 配達業務

- ① 配達場所は原則、担当区内の利用者が現に生活している住所とする。ただし、利用者の希望で事業所等にて引渡しをする場合はこの限りではない。
- ② 乙は、利用者から注文を受けた場合、注文日を含め、3営業日以内に配達する。ただし、協議品の配達など、特別な事情が生じた場合は、これによらないが、利用者の不利益とならないよう配慮し、配達日や配達時間などを利用者として協議し、できるだけ速やかに配達する。また、甲が配達日時を指定した場合はこの限りではない。
- ③ 乙は、利用者宅に支給品目を配達する際、利用者が在宅していることを証明する氏名や日付が記載された「紙おむつ無料引換券」と交換に物品の引渡しを行う。その際、事業者名、担当者名、

事業者電話番号、何月分、券の種類、商品名及びその枚数等必要事項を記載した納品書を添付するものとする。

- ④ 乙は、利用者が不在の場合、事業者名、担当者名、電話番号等必要事項を記載した不在連絡票を残すものとする。
- ⑤ 乙は、配達に携わる職員について、支給品目及び新潟市紙おむつ支給事業に関する知識を有する職員を配置すること。また、必要に応じ、広く紙おむつの知識を有し、紙おむつ支給事業の内容を熟知している福祉用具専門相談員に相談できる体制を取ること。
- ⑥ 乙は、利用者が高齢者等であることを踏まえ、柔軟かつ適切に対応すること。
- ⑦ 配達員は、身分を証明できる社員証等の身分証明書を携帯し、名札等を着用すること。
- ⑧ 乙は、事業開始前に、紙おむつを配達するための車両を最低1台用意すること。また、担当する区につき、月平均利用人員400人を超えた場合、400人ごとに1台追加すること。(月平均利用者数は前年度までの実績を参考として算出した甲の示す人員とする。)
- ⑨ 乙は、配達が混み合う場合や、注文数が少なく規定以下の人数で対応できる場合など、配達車数や人員等に過不足が生じると判断される場合は、柔軟な対応をとることができる。ただし、配達車数や人員を減らした際に、苦情等が生じた場合には、すみやかに甲へ報告すること。

#### (4) 相談・苦情受付業務

- ① 乙は、利用者から紙おむつに関する相談等があった場合は、それに応じなければならない。
- ② 乙は、甲と協議の下、事業開始前までに支給品目のカタログ等(以下「カタログ」という。)を作成し、甲に提出する。また、甲及び乙は必要に応じ、利用者に対してカタログを配布する。
- ③ カタログには以下の文言を必ず記載すること。
  - ・衛生商品のため、一度納品した紙おむつの返品および取替えは原則できませんが、体型の変化等で注文した商品で対応できない場合は直接事業者にご相談ください。
  - ・体型等の理由で、カタログ掲載商品で対応できない場合は、配達業者にご相談ください。
  - ・選ぶ商品によっては引換券に記載されている枚数に満たない場合があります。
  - ・年度途中で商品の変更や取扱いを中止する場合があります。
- ④ 乙は、カタログ掲載商品について、利用者から要望があった場合は、見本品及び試供品等を用いて商品の紹介を行うこと。
- ⑤ 乙は、利用者から苦情があった場合は、原因を十分調査し、誠意をもって利用者説明をし、解決に努めること。また、その記録を残し、今後の対応に生かすよう努めるとともに、甲から求めがあった場合は、その求めに応じ、記録を提出すること。
- ⑥ 乙は、甲の要望で紙おむつの使い方の講座、説明会等での講師派遣を求められた時は、福祉用具専門員を無料で派遣すること。

#### (5) 衛生管理

- ① 乙は、支給品目について、衛生管理マニュアル等を作成し、利用者に配達するまでに、不衛生にならないよう衛生的な管理を行うこと。衛生的な管理を行うため、以下の点に注意すること。
  - (ア) 湿気・ホコリが少なく直射日光が当たらない等、支給品目の品質・衛生を保持できる保管場所で管理を行う。

(イ) 支給品目は原則、一般に販売されている袋で梱包された単位で配達することとし、商品の袋は開封しないこと。

② 商品納品後の返品があった場合、支給品目が衛生的に保てるよう対応すること。

#### (6) 個人情報管理

① 乙は、個人情報保護マニュアルを作成し、適正な管理に努めること。

② 乙は、業務を行う上で知りえた利用者等の個人情報を契約以外の目的で使用してはならない。また、甲に無断で第三者に提供してはならない。

③ 乙は、本委託業務で直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とすること。

④ 乙は、本委託業務を終了する際、本委託業務で得た個人情報については、甲の指定する方法により、返還または破棄を実施すること。ただし、翌年度も同区で本委託業務を行うことが決定した場合は、この限りではない。

⑤ 本委託業務に係る個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破棄その他事故の防止、安全確保の措置を講ずること。

⑥ 乙は、甲から個人情報の取扱状況について報告を求められた場合、直ちに応じること。

⑦ 本委託業務に関し、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の帰責の有無に関わらず、甲に報告し、甲の指示に従うこと。

⑧ 乙は、個人情報保護法に基づき、利用者等の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (7) 実績報告及び検査方法

① 乙は、各月1日から末日までの業務完了後の実績報告書を翌月7日までに提出する。ただし、提出が期日に間に合わないことについて予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

② 実績報告書は、新潟市紙おむつ支給事業、新潟市障がい者紙おむつ支給事業ごとに作成すること。また、一般会計及び介護保険事業会計に分類し、区ごとに作成すること。なお、乙がコンソシアムの場合は、報告書をさらに構成事業者ごとに作成しても構わない。

③ 乙は、実績報告書にて会計区分、区名、何月分、券の種類、配達日、利用者氏名、氏名よみがな、商品名、数量を報告すること。併せて、回収した紙おむつ引換券も添付すること。

④ 甲は、乙より提出された実績報告書及び回収した紙おむつ引換券を検査し、検査に適合した場合、乙は甲に請求書を提出する。

⑤ 甲は、乙より提出された請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。また、甲は必要に応じ、乙の事業所等に訪問し、実地検査を行うものとする。

⑥ 乙は、甲の求めに応じ、実績報告に係る必要書類を提出すること。

## 2 配達区域、業務見込量

配達区域は、各区役所の管轄範囲とする。業務見込量（年間総組数・月平均利用者数）は次のとおりと見込まれる。注文受付及び配達時期は月初、月末に集中する傾向がある。

なお、以下の業務見込量は、申請者の利用状況等によって増減する可能性がある。

### ○新潟市紙おむつ支給事業 業務見込量

区名	年間総組数（見込） ※1組＝平100パ30 （単位：組）	月平均利用者数（見込） （単位：人）
北区	7,425	381
東区	16,174	734
中央区	17,812	814
江南区	7,354	341
秋葉区	9,208	444
南区	4,931	251
西区	18,316	818
西蒲区	5,770	308
合計	86,990	4,091

## 3 納期、契約期間

納期は、注文を受けた日を含めた3営業日以内で、詳細な配達日や配達時間は、利用者と乙とで協議し、決定する。ただし、甲が配達日時を指定した場合はこの限りではない。

契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

## 4 納入場所、納入方法

配達場所は原則、担当区内の利用者が現に生活している住所とする。ただし、利用者の希望で事業所等にて引渡しをする場合はこの限りではない。また、納入方法は「1 業務内容（3）配達業務」に定めた内容のとおりとする。

## 5 その他

この仕様書の解釈等について疑義の生じた場合や、定めのない事項については、甲乙協議の上定めること。



## (別紙2)

### 令和8年度紙おむつ支給品目

以下の内容は、「パンツ型30枚又は平型100枚相当券」1枚に対応する支給枚数とする。

ただし、「2. テープパンツ型」「3. パンツ型」「4. 尿とりパット」の※印の商品は、「パンツ型30枚又は平型100枚相当券」2枚に対応する支給枚数とし、その取扱いについては下記のとおりとする。

#### <大人用紙おむつ>

##### 1. 平型（2種）

メーカー	品名	枚数
エルモア	いちばん フラットタイプ	90枚(30×3)
白十字	サルバ尿吸収シート（両面吸収シート補助パッド）	90枚(30×3)

##### 2. テープ止めパンツ型（5種）

Mサイズを基準として1袋あたり20枚相当の商品（※印のある商品）を支給する場合は、次のとおり取扱うものとする。なお、（別紙3）に図示したので参照のこと。

(1) 「パンツ型30枚又は平型100枚相当券」で支給を希望する方に対しては、原則、「当月から連続した2か月」を支給単位とし、2か月分の引換券をもって「3袋（60枚相当）」を支給する。

なお、この場合の2か月とは、注文した月から将来に渡る2か月であるため、過去の引換券は利用できない。

(2) 「パンツ型60枚又は平型200枚相当券」で2種類の商品を希望する場合は、「パンツ型30枚又は平型100枚相当券」の運用方法を準用する。（ただし、※印のついた商品から少なくとも1種類選ぶこと。）

(3) 「パンツ型90枚又は平型300枚相当券」で2～3種類の商品を希望する場合は、「パンツ型30枚又は平型100枚相当券」の運用方法を準用する。（ただし、※印のついた商品から少なくとも1種類選ぶこと。）

(4) 要介護認定更新等の関係（隔月支給含む）で連続した2か月分の引換券の交換が難しく、1か月分の引換券で支給を希望した場合は、「2袋（40枚相当）」を支給する。この場合、利用状況を記録するとともに、次月以降、年度内に同様の取扱商品1か月分の支給希望があった場合は、「1袋（20枚相当）」を支給し、先に支給したものと合わせ2か月で60枚相当となるよう調整する。

なお、年度終了時点で「1か月（40枚相当）」の端数が残った場合（2か月目の注文が無かった場合、もしくは3月に1か月分の注文があった場合）は、「2か月で60枚相当」とする調整は不要とする。

(5) 2か月分を支給した場合において、2か月目に利用者が入院、入所、転出または死亡したとしても、支給済の商品の返還や調整は行わないものとする。

メーカー	品名	枚数
イワツキ	ハイドライエース簡単テープ止めタイプ	S 34 枚(34×1)、M 30 枚(30×1)、 L 26 枚(26×1)
カミ商事	エルモアいちばんクロステープ止め	S 32 枚(32×1)、M 30 枚(30×1)、 L 26 枚(26×1)
ネピア	ネピアテnderテープタイプ	S 32 枚(32×1)、M 24 枚(24×1)、 L 24 枚(24×1)、XL 20 枚(20×1)
白十字	サルバ安心Wフィット	M 30 枚(30×1)、ML 28 枚(28×1)、 L 26 枚(26×1)
ユニチャーム	※ライフリー 横モレあんしんテープ止め	S 66 枚(22×3)、M 60 枚(20×3)、 L 51 枚(17×3)、LL 45 枚(15×3)

### 3. パンツ型（11種）

Mサイズを基準として、1袋あたり20枚相当の商品（※印のある商品）を支給する場合は、テープパンツ型の運用方法を準用する。

#### （1）うす型

メーカー	品名	枚数
リブドゥ	リフレ軽やかうす型はくパンツお徳用パック	S 36 枚(36×1)、M 34 枚(34×1)、 L 30 枚(30×1)、LL 26 枚(26×1)
カミ商事	エルモアいちばんうす型パンツ（市販パック）	S 36 枚(18×2)、M-L 32 枚(16×2)、 LL 28 枚(14×2)
ネピア	※ネピアテnderあんしんフィットパンツ	S 66 枚(22×3)、M 60 枚(20×3)、 L 60 枚(20×3)、XL 60 枚(20×3)
白十字	サルバうす型やわ楽パンツ	M-L 34 枚(34×1)、L-LL 30 枚(30×1)
ユニチャーム	※ライフリーうす型軽快パンツ	S 72 枚(24×3)、M 66 枚(22×3)、 L 60 枚(20×3)、LL 54 枚(18×3)

#### （2）あつ型

メーカー	品名	枚数
カミ商事	※エルモアいちばんパンツスーパー	S 66 枚(22×3)、M 60 枚(20×3)、 L 54 枚(18×3)、LL 48 枚(16×3)
白十字	サルバやわ楽パンツしっかり長時間	M-L 30 枚(10×3)、L-LL 30 枚(10×3)
ユニチャーム	※ライフリー長時間安心リハビリパンツ	S 54 枚(18×3)、M 48 枚(16×3) L 42 枚(14×3)、LL 36 枚(12×3)
ユニチャーム	※パッドなしでも長時間安心パンツ	S 48 枚(16×3)、M 42 枚(14×3) L 36 枚(12×3)、LL 30 枚(10×3)
リブドゥ	リフレうす型長時間安心はくパンツお徳用パック	S 34 枚(34×1)、M 32 枚(32×1)、 L 28 枚(28×1)、LL 24 枚(24×1)
	※リフレ はくパンツ BIG 3L サイズ	3L 42 枚(14×3)

#### 4. 尿取りパッド（21種）

※印のある商品を支給する場合は、テープパンツ型の運用方法を準用する。

##### （1）軽失禁用

メーカー	品名	枚数
ユニチャーム	チャームナップ吸水さらフィ（50cc）	108枚(18×6)
ユニチャーム	ライフリーさわやかパッド（120cc）	64枚(16×4)
リブドゥ	超うす安心パッド長時間・夜も安心用（170cc）	64枚(16×4)

##### （2）パンツ専用

メーカー	品名	枚数
カミ商事	エルモアいちばん紙パンツ用パッド	108枚(36×3)
白十字	サルバ紙パンツ用やわ楽パッド	2回吸収 92枚(46×2)、 4回吸収 72枚(36×2)
ユニチャーム	ライフリーかんたん装着パッド	レギュラー 108枚(54×2)、 スーパー 56枚(28×2)
ユニチャーム	ズレずに安心紙パンツ専用尿取りパッド	夜スーパー 32枚(16×2)

##### （3）尿量の少ない方用もしくは昼用

メーカー	品名	枚数
イワツキ	尿取りパッドスーパー	120枚(30×4)
イワツキ	透湿尿とりパッドパワフル	90枚(30×3)
カミ商事	エルモアいちばん尿取りパッド長時間用	120枚(24×5)
白十字	サルバRパッド	120枚(60×2)
白十字	サルバRパッド男性用	120枚(60×2)
ユニチャーム	ライフリーお肌に低刺激であんしん尿とりパッド4回	66枚(33×2)

##### （4）尿量の多い方用もしくは夜用

メーカー	品名	枚数
イワツキ	透湿尿とりパッド吸速ビッグ	60枚(30×2)
カミ商事	エルモアいちばんワイドパッド	90枚(30×3)
ユニチャーム	ライフリーお肌に低刺激であんしん尿とりパッド6回	44枚(22×2)
ユニチャーム	一晩中あんしん尿取りパッド	超スーパー 36枚(18×2)
ネピア	ネピアテンドー大判おまかせ水様便にも	30枚(30×1)

<子ども用紙おむつ>

※子ども用の紙おむつに関しては、下記の商品から支給することとする。

ただし、対象者が少ない、対象者がいない場合には在庫管理は不要とし、利用者と協議した上で、取寄せ等の対応で事前に注文を取り、発注することを認める。

この場合は、随時、甲に報告するものとする。

1. テープ止めパンツ型（4種）

メーカー	品名	枚数
ユニチャーム	ムーニー マッシュマロ肌ごちモレ安心	M 54 枚(54×1)、L 48 枚(48×1)
エリエール	グリーンプラス敏感肌にやわらかタッチ	M 52 枚(52×1)、L 44 枚(44×1)、 BIG 38 枚(38×1)
	グリーンスーパーBIGテープ止め	28 枚(28×1)
P & G	パンパース さらにケアテープ	S 62 枚(62×1)、M 52 枚(52×1)、 L 44 枚(44×1)

2. パンツ型（8種）

メーカー	品名	枚数
ユニチャーム	ムーニーマン	M おすわり・はいはい（男女共用） 52 枚 (52×1)、M たっち（男女共用） 52 枚 (52×1)、 L（男の子用） 44 枚(44×1)、 L（女の子用） 44 枚(44×1)、 ビッグ（男の子用） 38 枚(38×1)、 ビッグ（女の子用） 38 枚(38×1)、 ビッグより大きい（男の子用） 26 枚 (26×1)、 ビッグより大きい（女の子用） 26 枚 (26×1)、 スーパーBIG（男の子用） 14 枚(14×1)、 スーパーBIG（女の子用） 14 枚(14×1)
	マミーポコパンツ	M 50 枚(50×1)、L 42 枚(42×1)、 BIG 36 枚(36×1)、 BIG より大きい 24 枚(24×1)
エリエール	グリーンプラスやわらかタッチパンツ	M 52 枚(52×1)、L 44 枚(44×1)、 BIG 38 枚(38×1)
	グリーンスーパーBIGパンツ	28 枚(14×2)
花王	メリーズパンツさらさらエアスルー	M 52 枚(52×1)、L 44 枚(44×1)、

		BIG 38 枚(38×1) BIG より大きい 24 枚(24×1)
リブドゥ	リフレはくパンツジュニア	ジュニア SS 20 枚(20×1)
P & G	パンパースさらさらケアパンツ	S 62 枚(62×1)、M はいはい 52 枚(52×1)、 M たっち 52 枚(52×1)、L 44 枚(44×1)、 ビッグ 38 枚(38×1)、 ビッグより大きい 26 枚(26×1)

### 3. 尿取りパッド (4種)

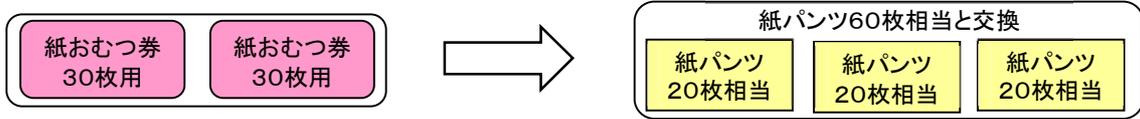
メーカー	品名	枚数
エリエール	グーンスーパーBIG安心吸収パッド	52 枚(26×2)
ピジョン	オムツとれっぴ〜トイレ・トレーニングパッド	66 枚(33×2)
	オムツとれっぴ〜おねしょ対策パッド	48 枚(24×2)

(別紙 3)

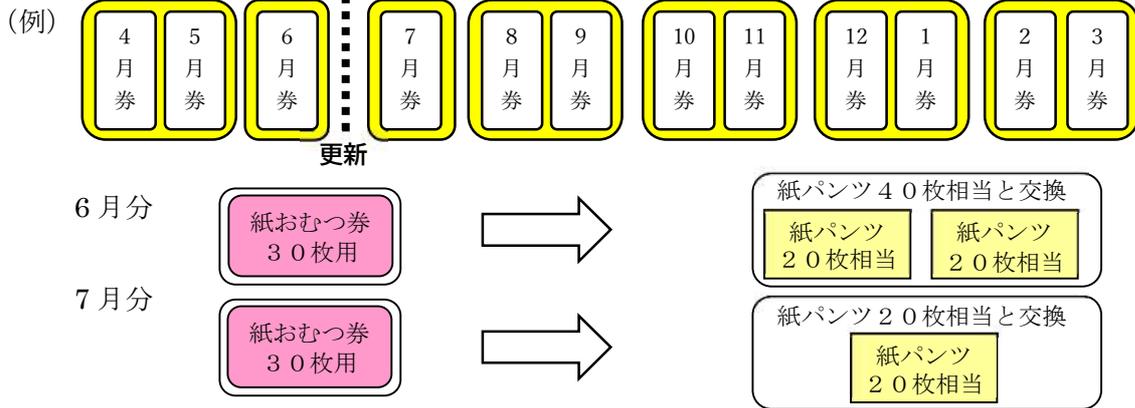
★1 袋 20 枚相当のパンツ型商品の取り扱いについて

【パンツ型 30 枚相当のおむつ券の場合】 例)M サイズの場合

①基本のパターン <原則>紙おむつ券 2ヶ月分を 1 セットとして取り扱う。



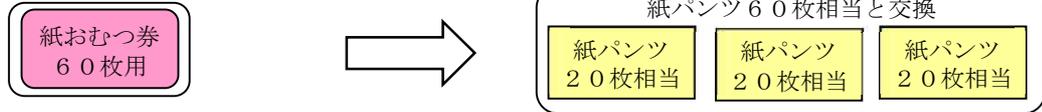
②認定期間等の関係で、1ヶ月分の券しかない場合(利用者の希望でどうしても1ヶ月のみ希望の場合)



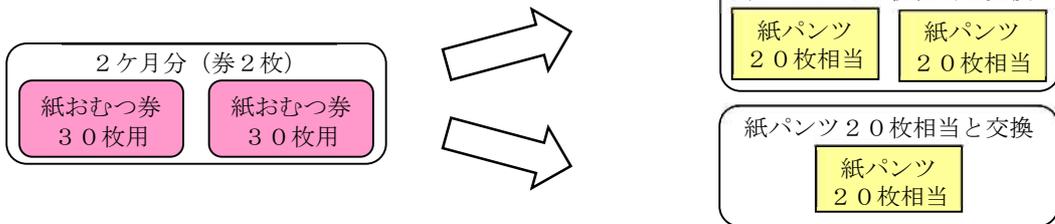
【パンツ型60枚相当のおむつ券の場合】 例)M サイズの場合

①基本のパターン

① 1 商品と交換する場合

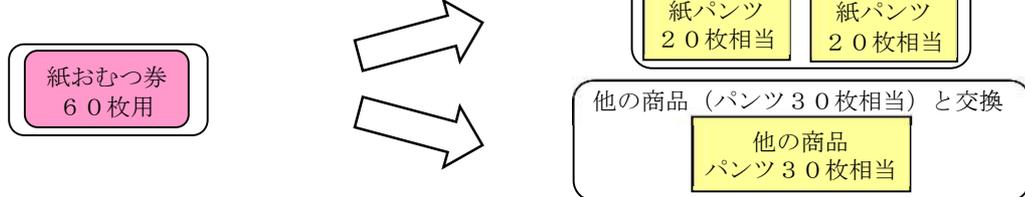


②毎月半々で 2 種類の商品をもたらう場合

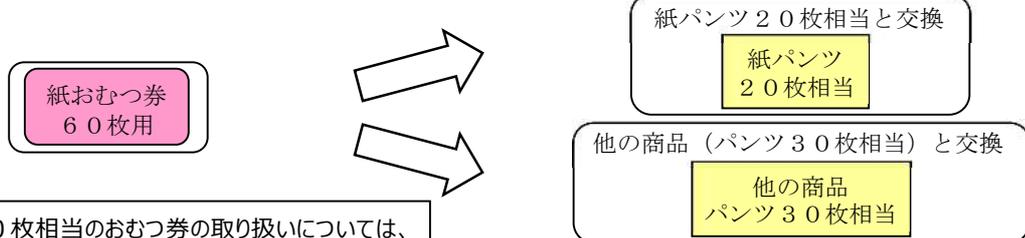


③ 1 か月分の券しかなく、2 種類の商品をもたらう場合

< 1 ヶ月目 >



< 2 ヶ月目 >



※パンツ型 90 枚相当のおむつ券の取り扱いについては、パンツ型 30 枚及び 60 枚相当券に準ずる。

(別紙4)

FAXでも注文できます。(お申込は下記番号へ送付してください。)

送付先:(業者名)

F A X:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 新潟市紙おむつ支給事業 FAX 注文票

以下の必要事項をすべて記載の上、お申し込みください。 申込日:令和 年 月 日

ご利用者の在宅確認		ご利用者の方は配達時にご在宅ですか。 (入院中・施設入所中ではありませんか。) ① はい ・ ② いいえ ※入院中・施設入所中はご利用できません。 (配達時に退院予定の場合はご利用できます)
ご利用者	フリガナ	
	お名前	
	ご住所	新潟市
	配達先住所	新潟市 ※ご利用者の方のご住所と配達先が異なる場合は記入してください。
連絡先電話番号	☎ ( ) - ( ) - ( )	
希望商品	注文 No:( ) 商品名:( )	
配達希望日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後( )時頃を希望	
おむつ 引換券	引換月	令和( )年( )月分 ※引換期限をご確認ください。期限が過ぎている場合は引換できません。
	支給 内容 該当する枚数 に(○)を記入 してください	( ) ① パンツ型90枚または平型300枚相当 / 毎月 ( ) ② パンツ型60枚または平型200枚相当 / 毎月 ( ) ③ パンツ型30枚または平型100枚相当 / 毎月 ( ) ④ パンツ型30枚または平型100枚相当 / 隔月

この用紙はコピーしてご利用ください。また、この用紙でなくても構いませんが、必ず、上記の内容をすべて記載の上、お申し込みください。